



市内の  
出火原因の  
トップ

# たき火にも届出が必要です

■問合先／桜川消防署（☎ 0296-75-3592）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）をする場合は、あらかじめ消防署（分署）への届出が必要です。従来の火災とまぎらわしい行為に、1月1日から新たに「たき火」が追加されました。今後、全てのたき火行為は届出の対象となります。

火災とまぎらわしい煙又は  
火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）の

## 注意 事項



燃やしている時はその場を離れない

消防署（分署）へ連絡よし！

風なし！

消防の準備よし！

強風時や各注意報発令時は控えること



燃やした後は必ず消す



### 林野火災注意報

林野火災注意報は前3日間の合計降水量が1mm以下で、かつ水戸気象台から乾燥注意報が発表され、火災の予防上必要と認めた場合に限る。

### 林野火災警報（火災警報）

林野火災警報は、①または②の条件に該当し、かつ火災の予防または警戒上特に危険であると認められる場合に発令されます。

①実効湿度60%以下かつ、最低湿度40%以下で、平均風速7m以上またはその見込みがある場合  
②平均風速10m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みがある場合

■届出方法／電話・窓口・FAXのいずれかで届出・連絡してください。

電話	窓口	FAX
5時～17時	8時30分～17時	24時間 ※受信確認の電話が必要

### ■届出先

桜川消防署	真壁分署
桜川市鍬田604-1 ☎ 0296-75-3592 / FAX 0296-76-1206	桜川市真壁町山尾793 ☎ 0296-55-2403 / FAX 0296-54-0758



詳しくはコチラ▼  
<https://www.tikusei.or.jp/shobo/>



### 県西エリア不動産専門店

中古住宅 売却相談 無料査定  
そのまま 買います!! 片付け不要



あきやの未来  
株式会社レステコホーム 桜川店 桜川市鍬田44  
TEL.0296-71-5369  
※どんなに古い空家でもご相談ください。

